

イスラエル・レバノン問題—国連安保理決議の履行をつよく要求する

2006年8月15日 日本平和委員会

国連安全保障理事会が12日、全会一致で採択した停戦決議が14日に発効した。

私たちは、イスラエル軍とレバノンの民兵組織ヒズボラとの停戦、レバノン政府軍の展開と国連レバノン暫定軍の増強に合わせたイスラエル軍の全面撤退など、決議がもとめる内容を、当事者が厳格に履行することをつよく要求する。

それは何よりも、この間の戦闘、とりわけイスラエル軍によるレバノンへの攻撃が、多大な犠牲と甚大な被害を市民にもたらしているからである。レバノンではすでに、千人以上が犠牲になり、負傷者は数千人、避難民は百万人で人口の四分の一以上にも達している。犠牲者には多数の子どもが含まれている。また、空爆で主要道路や橋はほとんど破壊されている。これ以上の殺戮と破壊をくいとめなければならない。また、レバノンの社会と経済の復興、人々のくらしを立て直すために、国際社会の緊急支援が求められている。

レバノンの主権確立をめざす、この決議の履行こそ、和平に向かう道をきりひらく出発点である。安保理決議1559（2004年）は、シリア軍のレバノン撤退とともに、ヒズボラの「武装解除」を求めた。これを実現するうえでも、レバノンの国民、政治勢力間の合意を自主的に作りあげることが不可欠である。どの国であれ、武力介入は、断じて許されない。

イスラエル軍はまた、ガザ地区とヨルダン川西岸のパレスチナ自治区に対する激しい軍事攻撃を行ってきた。この二カ月で百人以上のパレスチナ人が犠牲者になっている。イスラエルのパレスチナ占領は、この地域と世界平和の実現にとって避けて通れない問題である。私たちは、イスラエル軍の武力行使の停止、ガザなどパレスチナ自治区からの撤退とともに、パレスチナ国家の建設をはじめとする国連諸決議の履行をあらためて要求する。